

研究助成事業の報告書の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
<p>公益財団法人 千里ライフサイエンス 振興財団</p>	<p>1 公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団では、優れた若手研究者の先進的研究の支援・助成を行っており、平成22年度から平成24年度までの助成実績は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="575 562 1492 720"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件当たり助成金額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>助成件数</td> <td>12件</td> <td>12件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>総助成金額</td> <td>2,400万円</td> <td>2,400万円</td> <td>2,400万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応募要領には次のとおり記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成の対象となる費用は、研究に直接必要な経費とし、応募者が所属する組織の間接経費・管理経費・共通経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象とならない 助成金の受領者は、研究の完了如何にかかわらず受領後2年次以内に当財団所定の会計報告及び研究報告を提出すること <p>3 平成22年度の研究費助成は既に3年近く経過しているが、12件中3件が報告未了である。</p> <p>また、会計報告には支出を証明する書類の添付は求められておらず、助成金が助成対象の研究に使用されたのか、また、研究に直接必要な経費に使用されたのか確認できない状況である。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	1件当たり助成金額	200万円	200万円	200万円	助成件数	12件	12件	12件	総助成金額	2,400万円	2,400万円	2,400万円	<p>助成金の受領者に対して、期限までに報告書を提出するよう周知徹底するとともに、研究助成金が実際に助成の対象となる経費に使用されたかについて確認する方法等を検討されたい。</p>	<p>1 研究助成金既受領者で報告書未提出者に対して、平成26年3月7日付で提出を督促する文書を送付するなど、督促を続けた結果、平成26年4月25日までに平成22年度の報告未了分（3件）全てについて報告書の提出を受けた。</p> <p>また、平成26年度の応募要領の報告に関する記述を「助成金の受領者には、受領後2年次以内に当財団所定の報告書の提出を義務付けております。」と改め、報告書提出について周知徹底を図った。</p> <p>2 大学の教員が職務上行う研究については、大学にその遂行に関する事務上の管理責任があることなどから、会計検査院の指摘（平成15年度決算検査報告）を受けて、教員個人に対する助成金についても、個人経理を防止する観点から、大学への寄付金とした上で「委任経理」とする学内規程（寄付金取扱規程）の整備が図られたところである。したがって、寄付金の取り扱いについては、大学の責任において適正に執行されているものとする。</p> <p>また、大学側の学内規程（寄付金取扱規程）において、助成者側が会計検査を行う場合には、寄付金（助成金）を受け付けないとしている以上、財団が大学側の規程を無視して検査を行うことはできない。なお、財団としては、助成金が助成対象研究の直接経費に充てられることを担保するために大学側に対し、教員が所属する組織の間接経費・管理経費・共通経費等（直接経費以外のいわゆるオーバーヘッド）を助成金から徴収することのないよう寄附申込書に明記する等の手続を取っている。</p>
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																
1件当たり助成金額	200万円	200万円	200万円																
助成件数	12件	12件	12件																
総助成金額	2,400万円	2,400万円	2,400万円																